



# 2月3日(日)は 愛知県知事選挙の投票日です

「決めるのは  
あなたの一票  
知事選挙」



- ◇投票日時◇ 2月3日(日) 午前7時～午後8時
- ◇投票場所◇ 市内11か所の投票所 ※4ページ参照
- ◆開票日時◆ 2月3日(日) 午後9時～
- ◆開票場所◆ 市役所3階 議場(多目的ホール)

問 合 せ 先 高浜市選挙管理委員会(固行政グループ内) ☎52-1111(内線328)  
投票・開票速報 市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp>

## 投票できる方

年齢満18歳以上(平成13年2月4日以前の出生者)で、平成30年10月16日以前から引き続き高浜市の住民基本台帳に登録されている日本国籍を有する方。  
※失権者を除く。

## 転入した方へ

平成30年10月17日以降に県内の他市町村から転入した方は、前の住所地で投票することになりますが、投票できるかどうかを前住所地の選挙管理委員会へたずねてください。

なお、前住所地で投票する場合、市町村長が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示、または、引き続き県内に住所を有する旨の確認申請を行い、引き続き愛知県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。  
証明書の発行を希望する方は、高浜市役所市民窓口グループまで申出てください。

## 投票所入場券

投票所入場券は、告示日(1月17日(木))以降、各世帯に郵送します。  
投票所入場券が手元になくても、

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、係員に申し出てください。

## 選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、告示日(1月17日(木))以降、中日新聞折込または郵便受けなどに直接投かんする方法によりお届けします。

また、市役所、いきいき広場、公民館などにも用意しますので、ご自由にお持ちください。

## 代理投票・点字投票

身体の不自由な方や字が書けない方のための代理投票、目の不自由な方のための点字投票制度が設けられています。

代理投票または点字投票をする方は係員に申し出てください。

投票日当日、都合の悪い方は期日前投票などを利用してください

## 期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

とき 1月18日(金)～2月2日(土)  
午前8時30分～午後8時(土・日 曜含む)

ところ 市役所会議棟



## 不在者投票

### ▼高浜市以外で投票する場合

仕事や旅行などで、選挙期間中に高浜市以外の市区町村に滞している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて投票できます。  
高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。  
交付された投票用紙などを持って、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に出向きます。